

七飯町水道事業経営戦略

平成 31 年度（2019 年度）～平成 40 年度（2028 年度）

1 経営戦略策定の趣旨

七飯町では、七飯上水道事業、藤城簡易水道事業、大沼簡易水道事業の 3 つに分かれていた水道事業を、より継続的に効率的な施設管理と事業経営を行うため、平成 28 年度に 2 つの簡易水道事業を上水道事業への統合を行っています。また、簡易水道事業の事業統合に伴い、料金格差のあった大沼地区の水道料金について、平成 29 年 4 月より、上水道事業の料金水準まで改定を行い、健全な水道事業の運営に向けて取り組んでいるところです。

平成 30 年 12 月に改正された水道法では「適切な維持管理の推進」が示されているとおり、水道事業体は、今後、長期的な観点から計画的な更新に努め、更新に関する費用と財政収支見通しの策定と公表に努めていくことが求められます。

「七飯町水道事業経営戦略」は、改正された水道法の内容を踏まえ、「七飯町水道事業会計」を対象に今後の上水道事業の経営戦略を明確にし、町民の生活基盤となる社会資本として水道サービス水準の維持向上を図るとともに、公営企業として安定的・継続的な事業経営を推進するために策定するものです。

計画期間は平成 31 年度（2019 年度）から平成 40 年度（2028 年度）までの 10 年間とします。

改正水道法の概要	
<p>1.関係者の責務の明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> 水道の基盤強化に関する施策の策定と推進 【国、都道府県、市町村】 水道事業者等の間の広域的連携の推進 【都道府県】 事業の基盤強化に努めなくてはならない 【水道事業者等】 	<p>2.広域化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 広域連携の推進を含む基盤強化の基本方針を定める 【国】 基本方針に基づき、市町村、水道事業者等の同意を得て水道基盤強化計画を定めることができる 【都道府県】 広域連携を推進するための協議会を設置できる 【都道府県】
<p>3.適切な資産管理の推進</p> <p>【水道事業体等】</p> <ul style="list-style-type: none"> （水道施設を良好な状態に保つため） 施設の維持、修繕を義務とする （水道施設を適切に管理） 水道台帳の作成と保管を義務とする 長期的な観点から水道施設の計画的更新に努める 更新に関する費用と財政収支見通しの策定と公表に努める 	<p>4.官民連携の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体が、水道事業者等としての位置付けを維持しつつ、厚生労働大臣等の許可を受けて、水道施設に関する公共施設等運営権を民間事業者に設定できる仕組みを導入する （コンセッション方式の導入）
<p>5.指定給水装置工事事業者制度の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> 資質の保持や実体との乖離の防止を図るため、指定給水装置工事事業者の指定に更新制（5年）を導入する。 	

（用語解説）

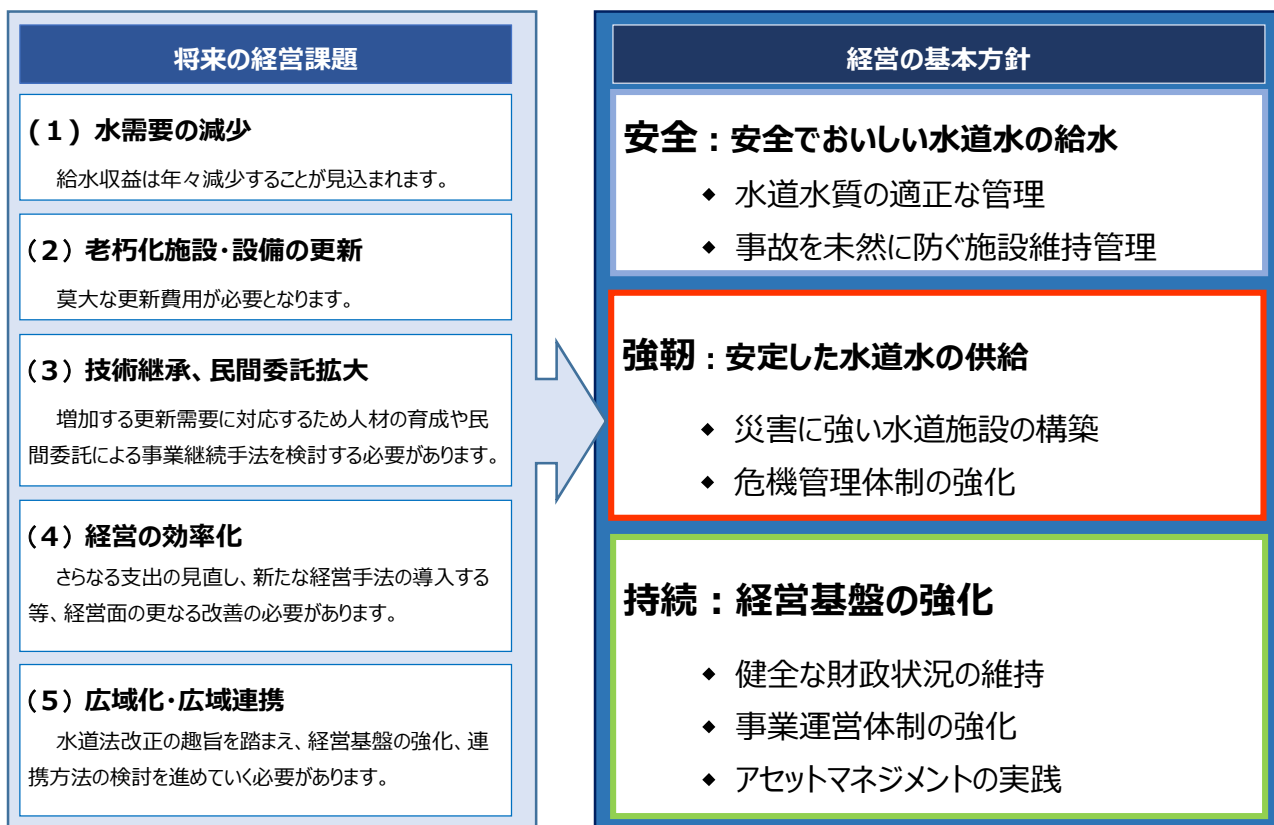
【経営戦略】

「公営企業の経営にあたっての留意事項について」（平成 26 年 8 月 29 日付総務省自治財政局公営企業三課室長通知）において、公営企業が将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な基本計画である「経営戦略」の策定が地方公共団体に要請された。具体的には、施設・設備に関する投資の見通し（投資試算）と、財源の見通し（財源試算）を構成要素とした中長期の収支計画であり、組織の効率化、人材育成、広域化、官民連携等の事業効率化・経営健全化の取り組みについても方針を記載するものとなっている。

2 経営の基本方針

七飯町水道事業は、水需要の減少による将来的な給水収益の減少、老朽化施設・設備の増加による更新投資の増加、老朽化 施設・設備の更新等に対応できる人材の育成等の経営課題を抱え、民間委託拡大や広域連携等の検討を進めながら、さらなる経営の効率化に努めて参ります。

経営の基本方針として、「安全」、「強靱」、「持続」を掲げ、日常および災害等の非常時の体制強化を図るとともに、持続可能な経営基盤による安定した水道事業運営を目指します。



3 更新需要の見通し

七飯町の水道事業資産の多くは主に管路資産が大きな割合を占めています。全ての管路施設の更新需要は、約 164 億円と試算され、法定耐用年数の 40 年で更新するとした場合の費用は、単純計算で単年度当たり約 4.1 億円の建設費用が必要な計算となります。また、164 億円の管路資産のうち、管種別の設定使用年数を超過した管路が既に約 23 億円存在しており、これらの管路を短期間で更新し、今後使用年数を超過する管路にも対応していくには、現在の財政規模、職員数での対応は困難が見込まれることから、他の事業者も採用している一般に使用可能な管種別の設定使用年数での更新を基準としながらも、管路の重要度や機能等を踏まえ、計画的に更新を進めていきます。

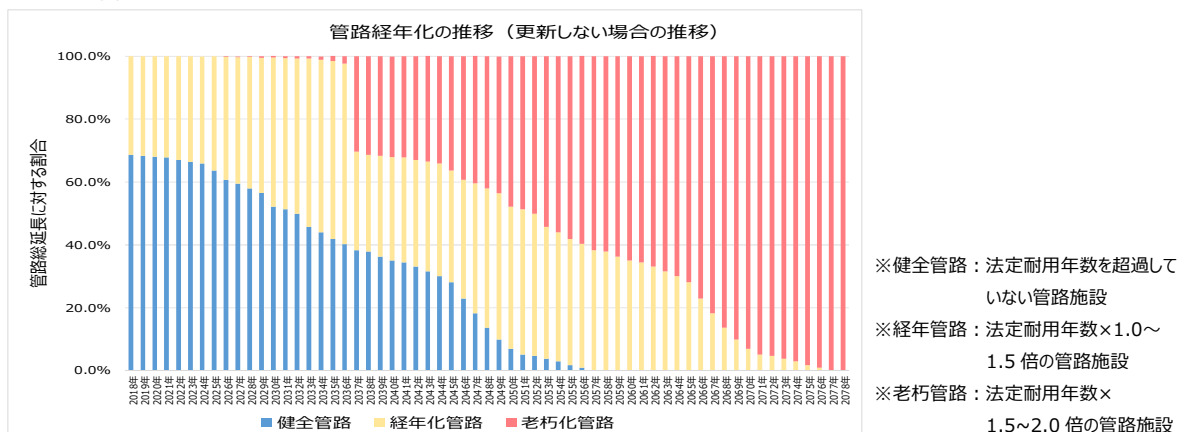


図 1 管路健全化の推移（今後更新しない場合の推移）

4 更新需要の平準化

管路施設の更新年数は、管種の耐久度等から40～100年と設定し、投資試算の平準化を図り、経営への影響を最小限に抑える計画とします。また、施設や設備については、適切な点検や修繕により日々の状態を確認しながら、それぞれの更新時期を判断することで長寿命化を図ります。ただし、前述のとおり、既に使用年数を超過している23億円すべての管路を短期間で更新し、今後使用年数を超過する管路にも対応していくには困難が見込まれることから、経営戦略計画期間中は、優先管路更新として1.0億円/年（約1.0km/年）、その他老朽管路更新として1.0億円/年（約1.5km/年）、合計で2.0億円/年を目安に更新する計画とします。また、計画期間後は、管路更新費用として、3億円/年（約5.0km/年）を目安に更新を進めていく計画としています。これにより、概ね60年間で更新が一巡する計画となります。

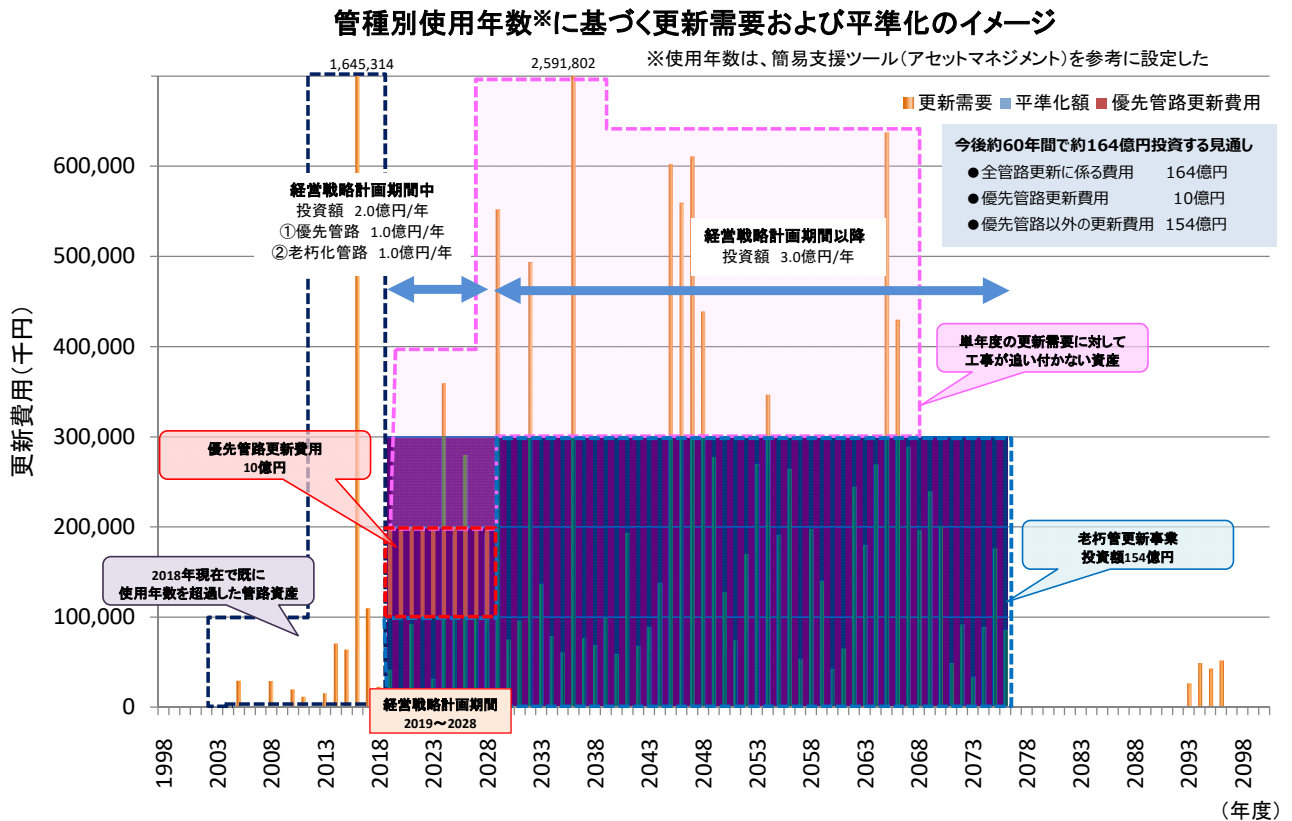


図 2 管路更新における平準化のイメージ

5 投資計画

計画期間中の実施予定である事業は以下のとおりです。

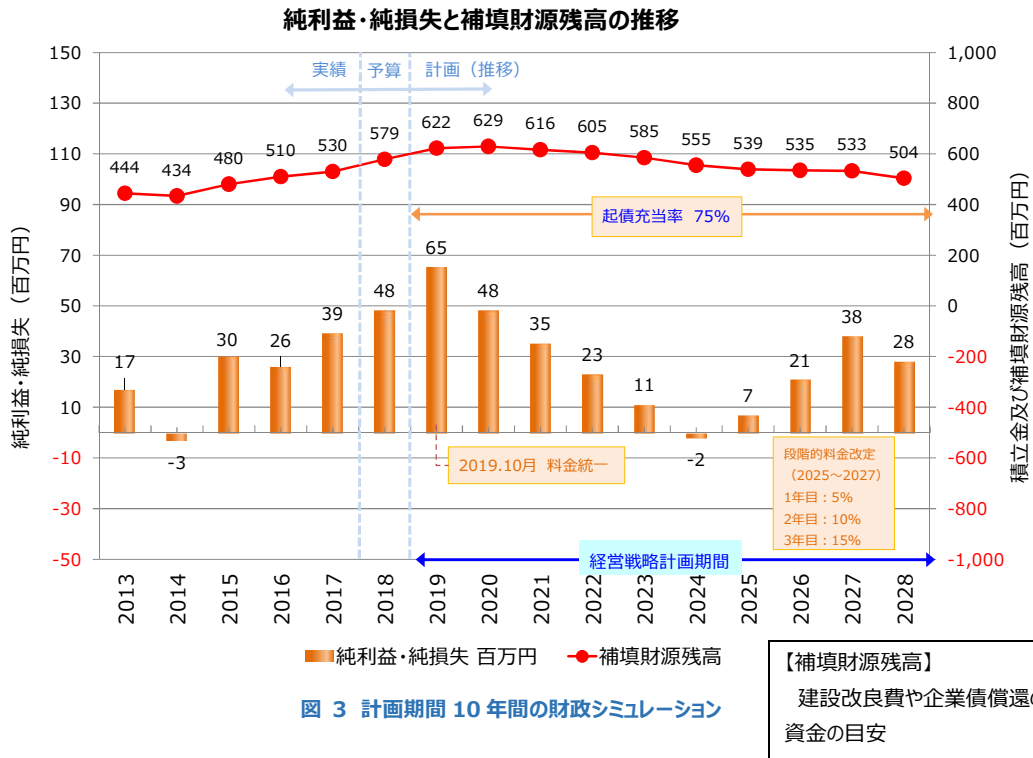
計画期間内の施設整備の内容は、水源、減圧槽の整備、機械電気設備の更新のほか、非常用発電可搬式発電機の整備、管路の老朽化・耐震化更新、水道施設耐震化計画策定を予定しており、計画期間10年間の投資額の合計は約30億円となっています。

事業	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
① 鳴川新規水源建設工事	→									
② 上水道第1減圧槽建設工事				→						
③ 機械電気設備更新工事	→									
④ 非常用発電可搬式発電機整備	→									
⑤ 管路の老朽化・耐震化	→									
⑥ 水道施設耐震化計画策定	→									

6 財源試算

計画期間 10 年間の財政シミュレーションによると、水道料金収入減少に伴い純利益は年々減少する見込みとなり、平成 36 年度（2024 年度）に赤字に転じる見通しです。このため、平成 37 年度（2025 年度）～平成 39 年度（2027 年度）にかけて段階的に料金改定を行うものとして財政収支の見通しをたてています。

また、水道事業経営の資金となる補填財源残高については、平成 40 年度（2028 年度）は、補填財源残高が約 5.0 億円となる見通しで、1 年間の総費用（収益的支出総額）を確保できている状況であり、突発的な災害等が発生した場合でも補填財源残高によりある程度対応可能な見通しとなります。



7 経営目標の設定

計画期間中の経営目標を以下のとおり設定しました。財政状況を健全に保ちながら、老朽管更新による管路施設の耐震化、主要施設の耐震化などを優先的に実施します。

損益の目標

経営目標	単年度黒字を維持
計画期間中の総収支比率（総収益÷総費用×100）は 100%以上に保ち、単年度黒字を維持します。	

資金収支の目標

経営目標	補填財源の確保
突発的な災害等が発生した場合でも水道事業を経営できるよう、1 年間の総費用（収益的支出総額）約 5.0 億円を補填財源として確保します。	

老朽管の更新（耐震化）

経営目標	年間約 2.5 km（事業費 2 億円）を更新
優先管路として年間約 1.0 km、その他老朽管路として年間約 1.5 kmを目標に継続的に更新を行います。更新する際の管種は、口径により適切なものを選定します。さらに、防食対策を同時に実施し、管路施設の長寿命化を図ります。	

